



令和8年度 倉吉市 施設等利用給付認定申請のしおり

幼保無償化
認定こども園（幼稚園）
1号認定
預かり保育利用者向け

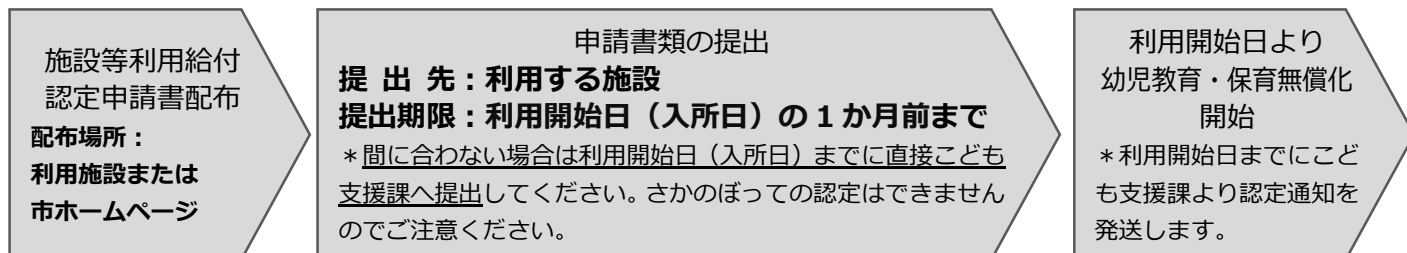
認定こども園（幼稚園）の教育部分（1号認定）に通う方で「預かり保育」を利用される方が無償化の対象となるには、申請を行い、倉吉市から施設等利用給付に係る認定を受ける必要があります。このしおりをよく読んで申請してください。

□ このしおりに関する内容のお問合せは・・・

倉吉市健康福祉部 子育て支援局 こども支援課 ☎（0858）22-8100

〒682-8633 倉吉市堺町2丁目253番地1（市役所第2庁舎2階）

□ 申請受付・認定スケジュール



1 施設等利用給付認定とは

「預かり保育」を利用されている方が、無償化の給付を受けるには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。施設等利用給付認定（無償化）の対象者と無償化の範囲は次のとおりです。

子どもの年齢	認定要件	認定区分	無償化上限額（月額）	
			保育料	預かり保育利用料
3歳児～5歳児 (R2.4.2～R5.4.1生)	保育の必要性あり	施設等利用給付2号	25,700円	11,300円 (450円/日×利用日数)
満3歳児 (R5.4.2生～)	保育の必要性あり かつ市民税非課税世帯	施設等利用給付3号		16,300円 (450円/日×利用日数)

◆預かり保育を利用しない方は、施設等利用給付認定の申請は不要です。

◆保育の必要性がない方は、認定を受けることができませんので、これまで通り施設へ預かり保育利用料をお支払いください。

2 預かり保育について

教育標準時間の範囲外で引き続き施設にお子様を預ける場合、「預かり保育」を利用することになりますが、上記1の施設等利用給付認定を受けたとしても、それを理由に預かり保育の利用が確約されるわけではありません。預かり保育の利用については、各施設にご確認ください。

3 保育の必要性とは

「保育の必要性」の認定は保護者が、次のいずれかの事由に該当する場合となります。

保育を必要とする事由	内 容	認定期間
就労	月48時間以上就労している場合 フルタイム、パートタイム、居宅内労働、自営業等全て含む。	就労している間
妊娠・出産	保護者が出産間近又は出産後間がない場合	出産日前後約2ヶ月
保護者の 疾病・障がい	保護者に病気・ケガ又は心身に障がいがある場合	必要な期間
介護・看護	病気又は心身に障がいがある同居親族を常時介護又は看護している場合	従事期間
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に従事している場合	従事期間
求職活動	求職活動（起業準備含む）を継続的に行っている場合	原則約3か月
就学	保護者が学校に通学又は職業訓練を受けている場合	在学期間
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	必要な期間
その他	上記に類する状態として市が認める場合	個別に判断

4 申請に必要な書類

1	施設等利用給付認定申請書	児童 1 名につき、1 部ずつ提出してください。
2	個人番号（マイナンバー）申告書	保護者（申請者）、児童及び世帯員の個人番号の申告が必要です。 また、申請者の番号確認と身元確認を行うため、申告書の裏面に、必ず本人確認書類の写しを貼付けてください。 * 詳しくは、別紙の記入例をご参照ください。
3	保育を必要とする事由を確認する書類	保護者の方の状況により必要な書類が異なります。 父母ともに提出してください。 * 以下の表で詳細をご確認ください。

※上記 2、3 については、きょうだいで申請する場合は、上の子の方へ添付してください。

【保育を必要とする事由を確認する書類】

保育を必要とする事由		提出書類
1	就労	会社等にお勤めの場合 就労証明書
	自営業、内職等の場合	就労状況申告書、証明書類 * 証明書類については様式をご確認ください。
2	妊娠・出産	保育を必要とする事由申立書、 母子健康手帳の写し（保護者氏名・出産予定日がわかる欄）
3	保護者の疾病・障がい	保育を必要とする事由申立書 診断書、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳
4	介護・看護	保育を必要とする事由申立書 介護・看護の状況等が分かる書類（被介護者・看護者の診断書等）
5	災害復旧	保育を必要とする事由申立書、り災証明書等
6	求職活動	求職活動申立書
7	就学	保育を必要とする事由申立書 在学証明書、学生証、スケジュールが分かる書類（時間割等）
8	虐待・DV	保育を必要とする事由申立書 配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等
9	その他	市が必要と認める書類（各事由ごと）

※ 下線の書類は、こども支援課または各認定こども園に用意しています。倉吉市のホームページからもダウンロードできます。

5 無償化の給付の請求

無償化の給付の請求方法については以下のとおり予定しています。（※変更になる場合もあります）

認定こども園（幼稚園）の預かり保育を利用する子ども（施設による代理受領）

- ・無償化上限額の範囲内であれば、利用者から預かり保育利用料を徴収することはありません。
- ・無償化上限額を超える場合は、超えた分の預かり保育利用料は施設へ直接お支払いください。

6 認定変更申請

保育を必要とする事由に変更が生じた場合は、事前に「変更届」と保育を必要とする事由を証明する書類を提出し、認定の変更申請を行う必要があります。変更の内容によっては、認定結果が変わることもあります。

【変更の例】

- ・就職、退職、転職、育児休業からの復帰、勤務形態の変更があった場合
- ・妊娠（出産）した場合、育児休業を取得する場合
- ・氏名変更、世帯構成の変更（結婚、離婚、単身赴任等）があった場合
- ・住所変更があった場合（市外へ転出する場合は、転出先市町村で改めて施設等利用給付認定の申請が必要）
- ・その他保育を必要とする事由に該当しなくなった場合

7 現況の確認（継続利用）

施設等利用給付認定を受けた後も、保育を必要とする事由や状況が引き続き該当するか確認するため、年に 1 回「現況届」と保育を必要とする事由を証明する書類の提出が必要となります。提出時期は別途お知らせします。提出がない場合や保育の必要性が確認できない場合は、認定を受けられなくなることがあります。